

令和6年12月25日

台東区長
服部 征夫 様

東京都台東区公契約審議会

会長 中里 浩



令和7年度 労働報酬下限額について（答申）

令和6年8月21日付6台総経第410号で、台東区長から諮問されました東京都台東区公契約条例第8条第1項に規定する労働報酬下限額について、当審議会において審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、各委員からの意見を付しますので、台東区の入札、契約制度及び東京都台東区公契約条例を適切に運用されるよう要望します。

1 工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額

(1) 熟練労働者及び一人親方については、令和7年度の東京都における公共工事設計労務単価に90%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

東京都の公共工事設計労務単価が設定されていない職種については、各職種と類似の業務内容の職種と同等の単価とすることが望ましい。なお、現在、設定されていない「タイル工」、「屋根ふき工」及び「建築ブロック工」の3職種については、以下を準用することが望ましい。

職種	準用する職種
タイル工	左官工
屋根ふき工	板金工
建築ブロック工	石工

また、当該3職種の公共工事設計労務単価が示された場合は、示された単価を基に算出するのが妥当である。

(2) (1)以外の未熟練工（見習、手元、年金等の受給のために賃金を調整している労働者等）については、令和7年度の東京都における公共工事設計労務単価における職種「軽作業員」の単価に70%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。



2 業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額

台東区会計年度任用職員の報酬額（時間単価相当）に、東京都の最低賃金額及びその他の事情を勘案し、1時間あたり1,323円とするのが妥当である。

3 台東区外に存する施設における労働報酬下限額

各施設が所在する県の最低賃金法で定められている地域別最低賃金額に、「東京都の最低賃金に対する、業務委託契約及び指定管理協定の労働報酬下限額として定めた額の増加率」を乗じて得た額とするのが妥当である。

4 各委員からの意見

- (1) 条例の実効性を高めるために、労働報酬下限額及び制度について適切な周知に努めていただきたい。
- (2) 未熟練工に対する労働報酬下限額が軽作業員の70%となっているが、割合の適宜の見直しや、もしくは各職種に割合を乗じる等の検討をしていただきたい。
- (3) 最低制限価格制度の見直しや、前払金制度の拡充等、入札及び契約制度の見直しなどについて検討していただきたい。
- (4) 条例第10条に基づく特定労働者等からの申出に対し的確に対応できるよう、施行までに必要な内部手続の準備等を速やかに完了させ、本制度と合わせて適切な周知に努めていただきたい。また台東区は、申出から是正措置に至る一連の手続の中で、条例11条の不利益取扱いの禁止の趣旨に鑑み、申出者の秘匿を徹底していただきたい。

